

鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部（第108回） ・ 鳥取県経済対策会議 合同会議

- 日時：令和3年11月25日（木）午後3時30分から
- 場所：鳥取県庁災害対策本部室（第2庁舎3階）
- 出席：知事、副知事、統轄監
新型コロナウイルス感染症対策本部事務局、令和新時代創造本部、
交流人口拡大本部、危機管理局、総務部、地域づくり推進部、福祉保健部、
子育て・人財局、生活環境部、商工労働部、農林水産部、県土整備部、教育委員会
（テレビ会議参加）
東部地域振興事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、日野振興センター
【鳥取市保健所】 長井所長
【鳥取大学医学部】 景山教授（アドバイザー）
- 議題：
 - （1）コロナ対策について
 - （2）国の経済対策の概要と本県の対応について
 - （3）その他

基本的対処方針のポイント

医療提供体制の強化等

- 入院を必要とする者が迅速に病床又は臨時の医療施設等に受け入れられ、確実に入院につなげる体制を整備する。
- 今後、感染力が2倍となった場合にも対応できるよう、今夏と比べて約3割増(約1万人増)の約3.7万人が入院できる体制を11月末までに構築する。
- 自宅・宿泊療養者すべての方に、陽性判定当日ないし翌日に連絡をとり、健康観察や診療を実施できる体制を確保する。
- 中和抗体薬を令和4年初頭までに約50万回分を確保する。
- 経口薬を約60万回分確保する。(令和3年中に約20万回分、令和3年度中内にさらに約40万回分)
- 感染拡大時に病床・施設を円滑に稼働させるため、都道府県の保健・医療提供体制確保計画において、医療人材派遣について協力可能な医療機関数、派遣者数を具体化するとともに、人材確保・配置調整等を一元的に担う体制を構築する。
- 医療体制の稼働状況をG-MISやレセプトデータ等を活用して徹底的に「見える化」する。
- 12月以降も、若年層を含め1・2回目未接種者に対する接種機会を確保し、接種を促進する。
- 2回目接種完了から原則8カ月以上経過した方が追加接種を受けられるよう体制を確保する。

緊急事態宣言等の発出・解除の考え方

	発出(実施)の考え方	解除(終了)の考え方
緊急事態宣言	<ul style="list-style-type: none"> レベル3相当の地域の状況等を踏まえ、<u>全国かつ急速なまん延により甚大な影響を及ぼすおそれがある</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 措置区域がレベル2相当になっている
まん延防止等重点措置	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県がレベル3相当 都道府県がレベル2相当だが、<u>特定区域の感染が拡大し、都道府県全域に感染が拡大するおそれがある</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 措置区域の感染状況が都道府県全域に感染を拡大させるおそれがない水準になっている

飲食店に対する制限等

区域	内容
緊急事態措置区域	<p>酒類又はカラオケを提供する飲食店等に対して休業要請、それ以外の飲食店に対して営業時間短縮要請(20時まで)</p> <ul style="list-style-type: none"> ⇒認証店は21時まで、酒類提供可 ⇒ワクチン検査パッケージ制度適用でカラオケ提供可(収容率50%) <p>利用者に対し同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けるよう要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ⇒ワクチン検査パッケージ制度適用で5人以上も可(下記区域に共通)
まん延防止等重点措置区域	<p>営業時間短縮要請(20時まで)、酒類提供を行わないよう要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ⇒認証店は21時まで、酒類提供可
上記以外区域	<p>感染拡大の傾向がみられる場合、営業時間短縮要請(認証店以外は20時まで、認証店には要請を行わないことを基本)</p>

イベント等の開催制限

区域	内容
緊急事態措置区域	<p>人数上限5,000人かつ収容率50%(大声あり)・100%(大声なし)</p> <p>→「感染防止安全計画」(大声なしに限る)を策定した場合、人数上限10,000人まで</p> <p>→さらにワクチン検査パッケージ制度適用で、人数上限を収容定員まで可</p>
まん延防止等重点措置区域	<p>同上</p> <p>→「感染防止安全計画」(大声なしに限る)を策定した場合、人数上限20,000人まで</p> <p>→さらにワクチン検査パッケージ制度適用で、人数上限を収容定員まで可</p>
上記以外区域	<p>人数上限5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方</p> <p>かつ収容率50%(大声あり)・100%(大声なし)</p> <p>→「感染防止安全計画」(大声なしに限る)を策定した場合、人数上限は収容定員まで</p>

外出・移動

区域	内容
緊急事態措置区域	<ul style="list-style-type: none"> 混雑した場所や感染リスクが高い場所等への外出・移動自粛 不要不急の都道府県間の移動は極力控える <p>→ワクチン検査パッケージ制度の適用者はその対象としないことを基本</p>
まん延防止等重点措置区域	<ul style="list-style-type: none"> 混雑した場所や感染リスクが高い場所等への外出・移動自粛 不要不急の都道府県間の移動(特に緊急事態措置区域)は極力控える <p>→ワクチン検査パッケージ制度の適用者はその対象としないことを基本</p>
上記以外区域	<ul style="list-style-type: none"> 帰省や旅行等都道府県をまたぐ移動は、基本的な感染防止策を徹底 上記区域への不要不急の移動は極力控える <p>→ワクチン検査パッケージ制度の適用者はその対象としないことを基本</p>

「ワクチン・検査パッケージ制度」の概要

- 第三者認証制度やワクチン・検査パッケージ等を活用し、感染拡大を防止しながら、日常生活や経済社会活動を継続できるように取り組むものとする。
- ただし感染が急速に拡大し、医療提供体制のひっ迫が見込まれる場合には、政府・都道府県の判断で、ワクチン・検査パッケージ等を適用せず、強い行動制限を要請する。

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)より

(定義・要件)

- ✓ 飲食店やイベント主催者等が、利用者の「ワクチン接種歴」や「検査結果の陰性」のいずれかを確認することにより、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等で課せられる行動制限を緩和。
- ✓ 適用を受けようとする事業者は県に登録する。

(確認内容)

- ✓ ワクチン接種歴 ……接種済証等(接種証明書、接種記録書を含む/接種済証等を撮影した画像も可)
- ✓ 検査結果 ……民間検査機関等の「陰性」結果通知(PCR検査又は抗原定性検査)

[有効期限]

PCR⇒検体採取より3日以内、抗原定性⇒検体採取より1日以内

(適用範囲)

- | | |
|----------------|---|
| <u>飲 食</u> | 第三者認証店における <u>利用者の人数制限の緩和(人数制限なし)</u> |
| <u>イ ベ ン ト</u> | 感染防止安全計画を策定した場合、 <u>収容人数緩和(収容定員まで可)</u> |
| <u>人 の 移 動</u> | 不要不急の <u>県を跨ぐ人の移動について国として自粛要請の対象に含めない</u> |
| そ の 他 | 学校等の活動には「ワクチン・検査パッケージ制度」は適用しない。
民間事業者が自社サービスに「ワクチン・検査パッケージ」を活用することは原則、自由 |

PCR等検査の無料化

- 政府は、都道府県が健康上の理由等によりワクチン接種を受けられない者を対象として、ワクチン・検査パッケージ等の検査を令和4年3月末まで無料とできるよう支援を行う。
- また、政府は感染拡大の傾向が見られる場合に、都道府県の判断により、ワクチン接種者を含め感染の不安がある無症状者に対し、検査を無料とできるよう支援を行う。

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)より

健康理由等でワクチン接種できない者への無料検査

- 目的 ▶ ワクチン・検査パッケージ等に必要検査の無料化
(PCR検査等・抗原定性検査)
- 対象者 ▶ 健康理由等でワクチン接種できない者(12歳未満の子ども含む)
- その他 ▶ 令和4年3月末まで実施

感染拡大傾向時の無料検査

- 目的 ▶ 感染拡大傾向時に、県が特措法第24条9項に基づき、県民に対し検査受検を要請する場合の検査を無料化
- 対象者 ▶ 感染不安を感じる無症状の県民(ワクチン接種者含む)
※有症状者は医療機関等で行政検査を実施

明日26日の国補正予算の閣議決定後、詳細が国から示される見込み

政府分科会が示す新たな指標の 【暫定運用】本県のレベル移行判断目安

新指標		
レベル	状況	本県におけるレベル移行判断目安 ※専門家の意見を踏まえ総合的に判断
レベル0	・新規陽性者数ゼロを維持	
レベル1	・安定的に一般医療が確保 ・コロナ医療も対応可能	
レベル2	・新規陽性者数が増加傾向 ・一般医療と新型コロナウイルス医療の負荷が生じはじめているが、病床数増加でコロナ医療が必要な人へ適切な医療ができています	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新規陽性者数 10万人あたり10人/週 (実数約55人) ■ 最大確保病床数使用率15% ■ 予測ツール等で試算した3週間後の必要病床数が最大確保病床数50%に達する場合
レベル3	・一般医療を相当程度制限しないと、コロナ医療が必要な人への適切な医療ができない	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新規陽性者数 10万人あたり30人/週 (実数約170人) ■ 最大確保病床数使用率50% ■ 重症病床数使用率50% ■ 予測ツール等で試算した3週間後の必要病床数が最大確保病床数に達する場合
レベル4	・一般医療を大きく制限しても、コロナ医療に対応できない	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新規陽性者数 10万人あたり50人/週 (実数約280人) ■ 最大確保病床使用率80% ■ 療養者数が最大確保病床数と宿泊療養施設の計を上回っている場合

鳥取県版新型コロナ警報 発令基準【暫定運用】 ※圏域ごとに基準に達した時発令
注意報(警戒情報の1/2) 東部10人・中部5人・西部10人/週 (10万人あたり約4人/週)
警戒情報(警報の1/3) 東部20人・中部10人・西部20人/週 (10万人あたり約8人/週) 現時点確保病床稼働率15%
警報 東部55人・中部25人・西部55人/週 (10万人あたり約25人/週) 現時点確保病床稼働率25%
特別警報 東部70人・中部30人・西部70人/週 (10万人あたり約30人/週) 現時点確保病床稼働率50%

【暫定運用】 本県のレベル移行に沿った措置・要請①

区分	基本的な考え方	活動制限	
		個人	事業者
レベル1	○感染対策の徹底	○各自の感染対策の徹底 ・手洗い励行、マスク着用、換気の徹底 ○都道府県の移動に際しては基本的な感染防止対策を徹底 等	○症状がある場合の休暇取得・受診促進のための環境整備
レベル2 (1)	○協力依頼、要請	○感染拡大を予防する事項の呼びかけ等 ・手洗い励行、マスク着用、換気の徹底、症状がある場合の受診促進 等	○在宅勤務、時差出勤等の検討
レベル2 (2) (新型コロナ警報が「警報」相当となった場合)	○より強い協力依頼 ○県クラスター対策条例、特措法第24条第9項による要請 ○エリアを限定したまん延防等重点措置の検討 等	○感染リスクの高い行動回避の呼びかけ等 ○不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態宣言地域等感染拡大地域との往来自粛（ワクチン・検査パッケージ制度は適用）等	○在宅勤務、時差出勤等の推進
レベル3	○さらに強い呼びかけ ○まん延防止等重点措置・緊急事態制限の検討 ○県クラスター対策条例、特措法第31条の6、第45条も発動 ○ワクチン・検査パッケージ制度停止の検討 等	○クラスターが生じている場所、感染リスクの高い場所など、状況に応じて外出自粛 ○不要不急の帰省や旅行等、都道府県間の移動自粛（ワクチン・検査パッケージ制度の停止について検討） 等	○在宅勤務、時差出勤の取組を実施 等
レベル4	○強力な制限 ○緊急事態制限の実施 ○特措法第45条も発動 ○ワクチン・検査パッケージ制度の停止 等	○外出自粛を含めたより強い要請（ワクチン・検査パッケージ制度の停止）	○出勤者数の削減、休暇取得の促進を要請 ○在宅勤務、時差出勤の取組を強力に要請 等

※この指針は目安であり、感染状況等に応じて前倒しして対策を検討していく

【暫定運用】 本県のレベル移行に沿った措置・要請②

区分	活動制限	
	飲食店	イベント
レベル1	<ul style="list-style-type: none"> ○認証店の定期巡回 ○ガイドラインの遵守の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ○5,000人超のイベントの感染防止安全計画策定、県に提出 ○1,000人以上又はライブ演奏等を伴うイベントのチェックリストの作成、県に提出 ○上記以外のイベントは、チェックリストを作成、自ら公表 ○ガイドラインの遵守の徹底
レベル2 (1)	<ul style="list-style-type: none"> ○認証店の感染防止対策状況の自己点検、相互点検の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○1,000人以上又はライブ演奏等を伴うイベントの感染防止安全計画策定、県に提出 ○1,000人以上、ライブ演奏等を伴うイベントの事前点検 ○上記以外のイベントは、チェックリストを作成、自ら公表 ○ライブ演奏等を伴う飲食店の巡回点検
レベル2 (2) (新型コロナ警報が「警報」相当となった場合)	<ul style="list-style-type: none"> ○営業時間短縮要請等の検討 ○緊急点検 	<ul style="list-style-type: none"> ○1,000人以上又はライブ演奏等を伴うイベントの感染防止安全計画策定、県に提出 ○1,000人以上、ライブ演奏等を伴うイベントの事前点検 ○上記以外のイベントは、チェックリストを作成、自ら公表 ○ライブ演奏等を伴う飲食店の巡回点検
レベル3	<ul style="list-style-type: none"> ○営業時間短縮要請等の検討 ○酒類提供の禁止の検討（認証店は酒類提供可） ○カラオケの提供中止の要請を検討 ○巡回指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○1,000人以上又はライブ演奏等を伴うイベントの感染防止安全計画策定、県に提出 ○1,000人以上、ライブ演奏等を伴うイベントの事前点検 ○上記以外のイベントは、チェックリストを作成、自ら公表 ○ライブ演奏等を伴う飲食店の巡回点検 (ワクチン・検査パッケージ制度の停止について検討)
レベル4	<ul style="list-style-type: none"> ○営業時間短縮要請 ○酒類提供の禁止の検討 ○カラオケの提供中止の要請 ○巡回指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○1,000人以上又はライブ演奏等を伴うイベントの感染防止安全計画策定、県に提出 ○1,000人以上、ライブ演奏等を伴うイベントの事前点検 ○上記以外のイベントは、チェックリストを作成、自ら公表 ○ライブ演奏等を伴う飲食店の巡回点検 (ワクチン・検査パッケージの停止)

【暫定運用】 本県のレベル移行に沿った措置・要請③

区分	活動制限	医療強化	
	学校	保健所	医療・福祉
レベル1	<ul style="list-style-type: none"> ○現行の感染対策を徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・通常登校、通常授業 ・部活動は、感染対策を徹底して実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○応援体制強化準備 	<ul style="list-style-type: none"> ○病床確保の準備 ○施設内感染対策の確認 等
レベル2 (1)	<ul style="list-style-type: none"> ○感染対策のより一層の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・通常登校、通常授業 ・県外活動は、行き先の感染状況に応じて対応 ・県外校との練習試合は感染対策をより一層徹底して実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○保健所業務コロナ応援体制を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○鳥取方式+α実施 ○病床を段階的に確保
レベル2 (2) (新型コロナ警報が「警報」相当となった場合)	<ul style="list-style-type: none"> ○必要に応じて感染リスクの高い教育活動の制限 <ul style="list-style-type: none"> ・分散登校及びオンライン授業等の準備 ・修学旅行、県内の泊を伴う行事は中止又は延期 ・部活動の活動時間短縮 ・宿泊を伴う合宿、県外校との練習試合等の禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ○保健所業務コロナ応援体制(増員)を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○鳥取方式+α実施 ○病床を段階的に確保 ○施設内感染対策の徹底 等
レベル3	<ul style="list-style-type: none"> ○教育活動の制限 <ul style="list-style-type: none"> ・臨時休業又は分散登校 ・オンライン授業等の実施 ・校外行事の中止又は延期(リモート形式可) ・部活動の対外試合禁止 ・部活動の活動日の制限、中止 	<ul style="list-style-type: none"> ○コロナ優先体制で全庁でバックアップ 	<ul style="list-style-type: none"> ○鳥取方式+α実施 ○病床の更なる確保 ○施設への医療人材の派遣 ○一般医療の制限 等
レベル4	<ul style="list-style-type: none"> ○教育活動の中止、休業 <ul style="list-style-type: none"> ・臨時休業 ・オンライン授業等の実施 ・学校行事の中止又は延期(リモート形式は可) ・全ての部活動を中止 	<ul style="list-style-type: none"> ○コロナ優先体制で全庁でバックアップ 	<ul style="list-style-type: none"> ○鳥取方式+α実施 ○病床の更なる確保 ○施設への医療人材の派遣 等 ○一般医療の更なる制限 等

新「鳥取県版 新型コロナ警報」 暫定運用 (11/17~)

- ・政府のステージからレベルへの基準変更を考慮
- ・ワクチンや抗体医薬の発症・重症化抑制効果や施設等の基本的な感染防止対策の浸透を反映

旧指標	区分	注意報	警報	特別警報	
	指標	①新規陽性患者数	東部 1人/週、中部 1人/週、西部 1人/週	東部 3人/週、中部 2人/週、西部 3人/週	
		②現時点確保病床稼働率	—	圏域ごとに稼働率 15%超	圏域ごとに稼働率 50%超
		③入院率	—	圏域ごとに40%未満	圏域ごとに25%未満
	運用	発令	圏域単位で発令		
		発令の目安	①の基準に達した日	①かつ②または③が基準に達した日	②または③が基準に達した日
解除の目安		①の基準を下回った日の翌日	①②③がいずれも基準を下回った日の翌日	②の基準を下回るとともに、③の基準を上回った日の翌日	



新指標(暫定版)	区分	注意報	警戒情報	警報	特別警報	
	指標	①新規陽性患者数	東部 10人/週 中部 5人/週 西部 10人/週 (10万人あたり約4人/週)	東部 20人/週 中部 10人/週 西部 20人/週 (10万人あたり約8人/週)	東部 55人/週 中部 25人/週 西部 55人/週 (10万人あたり約25人/週)	東部 70人/週 中部 30人/週 西部 70人/週 (10万人あたり約30人/週)
		②現時点確保病床稼働率	—	圏域ごとに稼働率 15%超	圏域ごとに稼働率 25%超	圏域ごとに稼働率 50%超
		③予測ツールによる3週間後の確保病床稼働率	圏域ごとに稼働率 15%超	圏域ごとに稼働率 25%超	圏域ごとに稼働率 50%超	—
	運用	発令	圏域単位で発令			
		発令の目安	①②③のいずれかの基準に達した時			
解除の目安		②を下回った日の翌日 (①が下方傾向にあることが前提)				

感染警戒地域の見直しについて

政府のステージからレベルへの基準変更、新「鳥取県版 新型コロナ警報」の暫定運用開始等を踏まえ、感染が拡大している地域との往来の警戒を呼び掛ける「感染警戒地域」の見直しを行う。

見直し(案)

※人口10万人当たりの直近1週間の新規感染者数

区分		基準※
現行	感染散发地域(Ⅰ)	~2.0人
	感染留意地域(Ⅱ)	2.0~5.0人
	感染注意地域(Ⅲ)	5.0~10.0人
	感染流行警戒地域(Ⅳ)	10.0~15.0人
	感染流行嚴重警戒地域(Ⅴ)	15.0人~



区分		基準※
改正(案)	感染散发地域(Ⅰ) ……レベル0~1相当	<u>~10.0人</u>
	感染注意地域(Ⅱ) ……レベル2相当	<u>10.0~30.0人</u>
	感染流行警戒地域(Ⅲ) ……レベル3相当	<u>30.0~50.0人</u>
	感染流行嚴重警戒地域(Ⅳ) ……レベル4相当	<u>50.0人~</u>

第6波に向けた医療提供体制の強化 ①

病床確保

➤ 第6波の想定入院者数に対応できる病床数を確保済

[今夏ピーク] 180人 → [想定入院者数] 243人(1.35倍) < [最大確保病床数] 337床

※病床稼働率80%(270床)でも対応可能

⇒ **最終フェーズの緊急的な対応病床としてさらに8床追加（345床に増床見込）**

⇒ **更に臨時医療施設を活用して350床を目指す**

臨時医療施設

➤ 鳥取方式 + α移行時は各圏域の宿泊療養施設内に診療所を開設

(対象患者) ①発熱や脱水等の症状がある宿泊・在宅療養者（入院までの必要がない場合）

②中和抗体薬の投与候補者

③その他メディカルチェックセンター受診結果を踏まえ保健所長が適当と判断する者

(医療行為) 点滴治療、中和抗体薬の投与、血液検査等

(人員配置) [医師] 1名（夜間オンコール）、[看護師] 常時 1名

⇒ **入院医療体制を補完し、宿泊・在宅療養者向け外来診療機関としても機能**

圏域外入院・宿泊療養調整(療養先コーディネートセンター(仮称)の新設)

➤ 入院だけでなく宿泊療養も圏域を跨ぐ調整が必要な場合は本庁で一元管理

・入院医療トリアージセンター、宿泊施設運営本部（医療班）を統合し、一体的に調整

第6波に向けた医療提供体制の強化 ②

メディカルチェックセンター

➤ 東部地区のバックアップ体制を強化

東部	県立中央病院、鳥取赤十字病院、 鳥取市立病院
中部	県立厚生病院
西部	鳥取大学医学部附属病院、博愛病院、米子医療センター

治療薬投与、医療用医薬品処方

- 経口薬の実用化に備え、医療機関・薬局と連携し、配備体制を整備
- 中和抗体薬を全入院協力医療機関に配備、主治医の判断で対象者に速やかに投与
- 「鳥取方式あんしん投薬システム」により、宿泊・在宅療養者の医療的ケアをレベルアップ

検査体制

➤ 早期、幅広かつ高精度の検査体制を確保

- ・衛生環境研究所の検査能力を増強（1日最大280件⇒370件）
- ・診療・検査医療機関（発熱外来）での早期検査を推進
- ・簡易キットで陽性判定が出ても必要な場合はPCR検査(行政検査)を実施し、擬陽性を排除

第6波に向けた医療提供体制の強化 ③

小児対策

- **小児向けの検査体制を強化**
 - ・小児専用検査キットの配備と小児科医による検体採取により迅速に検査を実施
- **小児の在宅療養における医療体制を強化**
 - ・タブレット端末を活用し、かかりつけ小児科医が顔をみながらオンライン診療（症状増悪を見逃さない）

後遺症への対応

- **保健所での相談対応に加え、かかりつけ医、入院医療機関、専門医療機関の連携による医療体制を構築済**
- **後遺症診療に関する医療機関向けの研修を実施**

感染者の家族支援

- **保護者が入院した際の児童の預かり体制等を強化**
 - ・県が保育士、助産師を雇用し、見守りが必要となった子どもの預かりを支援
 - ・県がサービス提供事業者に委託し、介護が必要な高齢者や障がい者の必要なサービスや支援を提供

鳥取県独自の追加3回目接種体制の構築

令和3年12月・令和4年1月に2回目完了から8か月経過する方

対象者 26,178人(うち医療従事者等 16,106人、その他高齢者等 10,072人)

ワクチン 36,270回を市町村に配分(国配分26,910回、県プール分9,360回)
 →病院・診療所について県が接種方法、ワクチン希望量等を調査し市町村に仲介

病院 すべての病院が自院で接種 … それぞれの接種計画に基づき順次実施

12月の
予定

開始日	1日	10日	13日	14日	15日	16日	17日	20日	23日	24日	計
病院数	2	1	2	2	1	1	1	5	1	1	17

医科診療所 全417施設のうち約300施設が自院での接種希望
 ⇒市町村との調整により順次実施

その他医療従事者 市町村の設置する集団接種会場、個別接種で接種

高齢者等 市町村の設置する集団接種会場、個別接種で1月以降順次接種



市町村の
接種負担を
大幅に軽減

令和4年2月、3月に2回目完了から8か月を経過する方

対象者 167,435人(高齢者中心)

**ワクチン
(国の内示)** 171,450回を12月から配分(ファイザー社製:93,600回分、モデルナ社製:77,850回分)
 ※初回接種(1、2回目接種)のワクチンと異なるmRNAワクチン接種も可

対応 ○市町村の負担軽減のために県営接種会場の設置を検討
 ○各市町村におけるファイザー社、モデルナ社2種類のワクチンの取扱いなどについて、
 11月29日の新型コロナワクチン接種体制協議会で協議



第6波に向けた保健所業務応援体制の整備等

✓ 平時からの保健所応援体制整備

第5波で保健所業務を経験した中堅職員等約20名を保健所業務応援職員に任命し、平時より感染状況を注視するとともに、定期的に保健所業務に従事し、緊急時に即応できる体制を整備済

✓ 本庁保健師の人員拡充

新型コロナ第6波や今後の災害クラス感染症発生時に備え、有事には直ちに保健所へバックアップに駆けつけられるよう本庁保健師の前倒し採用のための追加募集を実施中(+2名)

✓ 応援派遣者への研修

応援派遣の市町村保健師やOB保健師に研修を受講していただき保健所業務にスムーズに対応（講師：鳥取大学医学部 景山教授等、今年度中に4回実施予定(2回実施済)）

※市町村の協力により派遣いただいている保健師には、第5波中から積極的疫学調査の一部を担っていただいております、今後も継続する。

毎日総勢50名の職員応援体制及びクラスター対策特命チームの支援体制の継続により、再び感染が急拡大した場合にも保健所応援の即時対応が可能な体制を継続中

新たな基本的対処方針を受けた認証店に係る対応

✓ 飲食店など施設の認証取得をさらに推進

- ・認証店数 2,745店（うち飲食店2,194店）【11/22現在】
- ・感染予防対策推進補助金により認証取得を支援
【補助率等】補助率1/2・上限20万円
【補助対象】パーティション、換気扇、CO2モニター他

✓ 認証店の定期巡回点検（11/22～）

- ・飲食店・宿泊施設（飲食部門）を対象に認証取得後3ヶ月ごとに感染防止対策を点検（点検は民間事業者に委託）
- ・マスク着用、手指消毒、ディスタンス、換気の徹底、利用客の連絡先の把握を重点的に点検
- ・不適切事項が確認された場合は、改善を指導し、改善結果の報告を求める

✓ 認証店に対する感染対策の呼び掛け

- ・年末年始を控え、改めて感染防止対策の徹底について全認証店に文書により周知

感染リスクを下げながら会食を楽しむために

マナーを守り、お店の感染対策の呼びかけに協力をお願いします。

【入店前のポイント】

- ◇体調が悪い時は、来店を控えましょう
- ◇感染対策が徹底した「認証店」をおすすめします



【食事する時のポイント】

- ◇会話の際はマスクを着用しましょう
- ◇どんなに楽しくても大声は控えましょう
- ◇大皿を避け個食を徹底、箸やグラスも共用は控えましょう
- ◇食事の前後など、こまめに手洗いしましょう
- ◇深酒・はしご酒などは控えましょう



新たな基本的対処方針を受けたイベントにおける感染対策

1,000人以上のイベント、全国的な集客を伴うイベント、収容率50%超イベント開催についての届出制度を見直し、国の対処方針に沿って以下のとおりとする。

○参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベント（大声なし）は、
感染防止安全計画を作成し、事前に県に提出

- ・主催者等が具体的な感染防止策を検討し、感染防止安全計画を策定して県に提出
- ・県は、計画の実施体制等の確認及び必要な助言を実施

感染防止安全計画、チェックリストの感染防止策の内容

- ①飛沫の抑制の徹底
- ②手指消毒等の徹底
- ③換気の徹底
- ④来場者間の密集回避
- ⑤飲食の制限
- ⑥出演者等の感染対策
- ⑦参加者の把握・管理等

○感染防止安全計画を策定しない全てのイベントは、
感染防止対策チェックリストを作成し、自らHP等で公表

○ライブ演奏等を伴うイベント又は1,000人以上のイベントは、感染防止対策
チェックリストを事前に県に提出

【感染状況がレベル2以上になった場合】

- ・チェックリストに代え、感染防止安全計画を作成し、事前に県に提出
- ・県は感染防止対策の事前点検、ライブ演奏のある飲食店等の巡回点検を実施

※感染防止安全計画、感染防止対策チェックリストの様式は、くらしの安心推進課HPに掲載

※計画、チェックリストの受付は本日（11/25）より開始

年末年始に向けた観光施設等の感染対策の徹底

◆ 宿泊施設及び観光施設等への注意喚起

○ 県内宿泊施設・観光施設等に対し、来県者へ感染防止対策の徹底を促す注意喚起文書を配布

旅行者向け「新しい旅のエチケット」

(観光庁、国土交通省、旅行連絡会 令和3年1月19日改定)



すいている時期、
時間帯で、
快適旅行



マスクして、
手洗い消毒、
接種後も



日頃から、
健康チェックを
習慣に



旅行前、
体調不良？
旅控え



お店・宿選びの選択肢、
感染対策
忘れずに



並ぶとき、
しっかり取ろう
ディスタンス

保育施設等・放課後児童クラブに対する 感染対策実施状況確認調査の結果について

- 9月、県内の保育施設・放課後児童クラブの感染防止対策をさらに強化徹底・確認するため、各施設において自己点検を実施
- 自己点検で感染対策が不十分な施設に対して、市町村が指導・助言を実施し、施設の感染対策の徹底を図った（10～11月）

【調査対象施設】 保育施設等（308施設）・放課後児童クラブ（191クラブ）

【調査結果】

項目	保育施設等		放課後児童クラブ	
	自己点検	指導・助言後	自己点検	指導・助言後
学校施設等（教室、体育館、校庭）等を活用し、保育可能なスペースを確保し3密の回避を徹底	—	—	87%	⇒ 100%
子どものマスクの着用（保育所における低年齢児は除く）	79%	⇒ 100%	100%	⇒ 100%
物品の適切な消毒（消毒箇所、消毒方法、消毒のタイミング等）	99%	⇒ 100%	94%	⇒ 100%
職員の県内外の感染リスクの高い場所への移動に備えたルールの設定	86%	⇒ 100%	97%	⇒ 100%
体調不良児の対応は使い捨てのシーツ等の使用を徹底	59%	⇒ 100%	74%	⇒ 100%

- 更に、この度の調査で希望のあった施設及び第5波の影響で中止していた施設への専門家と保健所による現地指導を11月から再開（全30施設）

年末年始に向けた県内大学等への対応

○基本的対処方針の改正後も、基本的な感染防止対策は大切

→ 各大学等に対し、基本的な感染防止の取組を改めて学生一人一人へ周知徹底するなど、忘年会や帰省で人との接触の機会が増える年末年始に向けた感染防止の取組を依頼

※ 各大学等の年末年始の対策は、今後検討される予定
鳥取大学は、冬季休業明けの授業を1/14まではオンデマンド方式による遠隔授業を原則とする予定

→ あわせて、学校寮のある私立高校にも同様に基本的な感染防止の取組徹底等を依頼

※ 各私立高校では、次のような基本的な感染対策や各校独自の取組を実施または予定

- ・県外滞在中の健康観察、帰鳥後の健康観察を徹底
- ・県外へ移動する生徒には行動計画を提出させ、県外での行動の注意事項を指導
- ・受験、大会等で県境を越えた移動があった生徒については、通常1部屋2人体制を空部屋を利用し1人1部屋体制とする(約2週間)
- ・寮生の3年生については、12月下旬で原則退寮

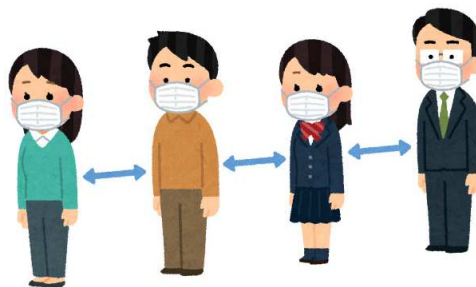
ご自身と大切な人を守るために 感染対策の6つのポイント

国内での感染は止まっていません。
感染力の強いケースも散見され、完全に安心できない状況です。
ワクチン接種後の感染も続いています。
引き続き、感染対策の徹底をお願いします。

①マスク着用・手洗い・
寒くても換気の徹底



②屋外でも、人と人との
距離を十分にとる



③体調が悪ければ無理な
登校・出勤はやめましょう



④会食時は大皿・箸の共用
は避け、会話時はマスク



⑤マスクをしながらも
大声を出して騒がない



⑥帰省時など県外との
往来の際は特に注意



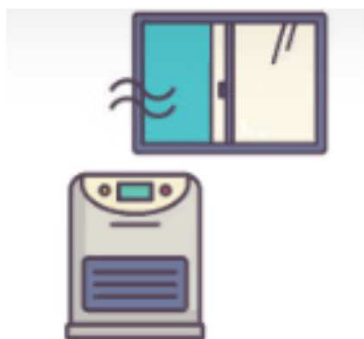
冬場の換気を忘れずに

冬は窓を開ける機会が減り、エアロゾル(マイクロ飛沫)感染の危険性が高まります。

換気の徹底をお願いします。

【基本的な換気的主要ポイント】

- 空気の流れを意識して二方向の窓を全開
(30分に1回以上、1回5分間)
- 対角線の窓を開けるとより効果的
- 換気扇や扇風機の併用も効果的
- 二酸化炭素濃度測定器の利用も有効
(1,000ppmを超えていないか確認)



寒い時に室内温度の低下を抑える工夫

- 暖房器具の近くの窓を開ける
- 窓を一カ所、少しだけ開けて常時換気することも有効
- 隣接する別の部屋に空気を入れ、少し暖まった空気を部屋に取り込む「二段階換気」も有効

国の経済対策の概要

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」

1. 事業規模 78.9兆円。財政支出は過去最大の55.7兆円。
2. 11月26日閣議決定予定。「16か月予算」の考え方により、令和4年度当初予算と一体的に編成。
3. PCR検査の無料化、事業復活支援金、地域観光事業支援などのほか、「地方創生臨時交付金」や「デジタル田園都市国家構想推進交付金」など、コロナ対策やポストコロナに向けた喫緊の政策課題に対応するための地方向け予算が多く盛り込まれた。

	財政支出	事業規模
新型コロナ感染症の拡大防止	22.1兆円	35.1兆円
社会経済活動の再開と次なる危機への備え	9.2兆円	10.7兆円
「新しい資本主義」の起動	19.8兆円	28.2兆円
防災・減災、国土強靱化	4.6兆円	5.0兆円
合計	55.7兆円	78.9兆円

コロナ克服・新時代開拓のための経済対策

R3.11.19閣議決定

- ◆ 我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、依然として厳しい状況。他方、新型コロナウイルス感染症については、新規感染者数は足元で減少しており、行動制限も段階的に緩和。
- ◆ この機会を捉え、本経済対策を契機として、ウィズコロナの下で、一日も早く通常に近い社会経済活動の再開を図る。「新しい資本主義」を起動し、成長と分配の好循環を実現して、経済を自律的な成長軌道に乗せる。
- ◆ こうした成長に向けた機運を途切れさせないためにも、感染拡大の可能性に備えて、危機管理に万全を期すとともに、感染の再拡大や供給制約などによる景気下振れリスクに十分に注意し経済の底割れを防ぐ。

I. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止

1. 医療提供体制の確保等

- ◆ 医療提供体制の強化：公立公的病院の専用病床化、感染拡大時の確保病床8割以上の確実な稼働体制の構築、地域の医療機関等と連携した自宅・宿泊療養者に対する対策の徹底
- ◆ ワクチン接種の促進、検査の環境整備、治療薬の確保：ワクチンの追加接種の無料実施、治療薬（中和抗体薬・経口薬）の確保・投与体制の構築
- ◆ 感染防止策の徹底：地方自治体交付金（郵政留滞等による感染防止対策）、幼稚園・保育所、学校等の感染防止対策

2. 感染症の影響により厳しい状況にある方々の事業や生活・暮らしの支援

- ◆ 事業者への支援：地域・業種を限定しない事業規模に応じた給付金（事業復活支援金）、実質無利子・無担保融資等の資金繰り支援延長、地方創生臨時交付金（時短等要請時の協力金等）
- ◆ 生活・暮らしへの支援：住民税非課税世帯（1世帯当たり10万円給付）や厳しい状況にある学生などお困りの方々への支援、雇用調整助成金等の特例措置延長、孤独・孤立で悩む方々への支援
- ◆ エネルギー価格高騰対策

II. 「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開と次なる危機への備え

1. 安全・安心を確保した社会経済活動の再開

- ◆ ワクチン・検査パッケージの活用：電子ワクチン接種証明の年内発行、予約不要・無料のPCR・抗原定性等検査の実施
- ◆ 社会経済活動の再開：安全・安心を確保したGo Toトラベル等による需要喚起、イベントの開催・キャンセル費用等への支援

2. 感染症有事対応の抜本的強化

- ◆ ワクチン・治療薬等の国内開発：ワクチン・治療薬等の研究開発から実用化まで支援し生産、安定供給を確保できる体制を整備、緊急時にワクチン製造に転用可能なデュアルユース生産設備の整備支援
- ◆ 感染症の収束に向けた国際協力等：COVAXファシリティを通じた途上国への支援、アジア・大洋州地域におけるコロナ対策・社会経済活動再開支援、海外との往來の正常化
- ◆ 新型コロナウイルス感染症対策予備費の適時適切な執行

III. 未来を切り拓く「新しい資本主義」の起動

成長戦略

1. 科学技術立国の実現

- ◆ 科学技術：10兆円規模の大学ファンドの年度内設置、若手研究者の人材育成、デジタル、グリーン、人工知能、量子、バイオ、宇宙、海洋分野など先端科学技術の研究開発
- ◆ クリーンエネルギー：自動車の電動化推進、蓄電池・半導体の国内生産基盤の確保に向けた大規模投資促進、太陽光発電設備の整備支援等による再生可能エネルギーの導入拡大
- ◆ スタートアップ支援：イノベーション・エコシステムの機能強化、オープンイノベーション促進税制

2. 地方を活性化し、世界とつながる「デジタル田園都市国家構想」

- ◆ デジタル実装：ローカル5G等のデジタルインフラの整備、交付金の大規模展開によるテレワーク・ドローン宅配などデジタル実装の推進、デジタル推進委員の全国展開などデジタルデバйд対策
- ◆ DXの推進：デジタル庁を司令塔として準公共分野（健康・医療・介護、教育等）のデータ利活用の推進、行政手続きのオンライン化、一人当たり最大2万円相当のマイナポイント付与
- ◆ 農業・観光・文化：農林水産業の輸出力・生産基盤強化、観光の高付加価値化、地域公共交通支援、文化芸術振興
- ◆ 中小企業：事業再構築・生産性向上支援、私的整理等ガイドラインの整備等による事業再生推進

3. 経済安全保障

先端半導体の生産拠点を国内立地・先端的な重要技術の実用化を支援するための基金の造成

分配戦略 ～安心と成長を呼ぶ「人」への投資の強化～

1. 民間部門における分配強化に向けた強力な支援

- ◆ 賃上げの推進：賃上げを行う企業への税制支援の抜本的強化、下請取引に対する監督体制強化、最低賃金引上げに向けた事業者への助成の拡充
- ◆ 労働移動の円滑化・人材育成の強力な推進：3年間で4,000億円の施策パッケージ職業訓練と再就職支援の組み合わせによる労働移動やステップアップの支援、デジタル人材育成の強化等の実施、リカレント教育や職業訓練の拡充
- ◆ 働き方改革等による多様な働き方の推進、多様な人材の活躍などの支援：テレワークの定着や兼業・副業の促進、女性や就職氷河期世代の支援、非正規雇用労働者の待遇改善

2. 公的部門における分配機能の強化等

- ◆ 看護、介護、保育、幼児教育など現場で働く方々の収入の引上げ等：公的価格の在り方の抜本的見直し、民間部門における賃上げ議論に先んじた措置の前倒し実施、医療・福祉人材の育成・確保の支援
- ◆ 「こども・子育て支援」の推進：新型コロナの影響が長期化する中で子育て世帯に対して子供1人当たり10万円相当の給付、早期の特機児童解消を目指した保育の受け皿整備、子育て世帯の住宅取得支援

IV. 防災・減災、国土強靭化の推進など安全安心の確保

1. 防災・減災、国土強靭化の推進：5か年加速化対策等に基づく防災・減災、国土強靭化の強化

2. 自然災害からの復旧・復興の加速：東電福島第一原子力発電所の廃炉・処理水対策、自然災害による被災者の生活・生業の再建と復旧・復興

3. 国家の安全保障の確保を含む国民の安全・安心：自衛隊の変化する国際情勢への即応的な対応、戦略的海上保安体制の構築等の推進

本対策の規模		I	II	III	IV	合計	本対策の効果	GDPの下支え・押し上げ効果
		財政支出	事業規模	財政支出	事業規模	財政支出		
	財政支出	22.1兆円程度	9.2兆円程度	19.8兆円程度	4.6兆円程度	55.7兆円程度		
	事業規模	35.1兆円程度	10.7兆円程度	28.2兆円程度	5.0兆円程度	78.9兆円程度		5.6%程度

安全安心・経済回復に向けた予算の検討に着手

【安全・安心対策】

- ワクチン・検査パッケージ等に向け無料PCR等検査の実施
- 看護・介護・保育職員処遇改善交付金の創設
- 生活福祉資金緊急貸付資金の増額
- 新型コロナ生活困窮者への支援
- 児童福祉施設・障がい者施設等の新型コロナ対策の強化
- GIGAスクール導入（県立高校1人1台）に向けたサポート体制強化

安全安心・経済回復に向けた予算の検討に着手

【観光誘客】

- 新たに隣接県民を対象とした「スペシャル・ウェルカニキャンペーン」
- We Love 山陰キャンペーンの期間延長
- Go To 鳥取キャンペーン2.0
(※Go To トラベル2.0開始後の本県への観光需要取り込み策としてバスツアー支援など)

【事業者支援】

- コロナ禍再生応援金（経営の厳しい認証事業所を対象にした感染対策を徹底するための支援）
- 事業転換支援（新事業分野進出、新商品開発への支援）

【飲食店の需要喚起】

- 安心エリア版割増クーポン食事券
- お食事クーポン券第2弾も検討

【農林水産業の基盤強化】

- 産地パワーアップ、鳥取型低コストハウス導入、木材増産体制整備
境港高度衛生管理型市場整備

安全安心・経済回復に向けた予算の検討に着手

【公共事業】

- 地域高規格道路の整備（岩美道路、倉吉関金道路 等）
- 通学路安全対策（緊急点検箇所）
- 河川の樹木伐採・河道掘削（堆積土砂の撤去 等）
- 防災重点ため池の整備
- 大山国立公園の施設整備（夏山登山道改修 等）

今後の国のスケジュール(想定)

11月26日(金) 国補正予算閣議決定

12月 6日(月) 臨時国会召集(~17日(金))

12月17日(金) 国補正予算成立

12月下旬 国R4年度予算閣議決定

(参考:県11月定例会 11月30日(火)~12月21日(火))